

## **Press Release**

宮崎労働局発表 令和4年10月28日 【照会先】

宮崎労働局雇用環境・均等室

(電話)0985-38-8821

室 長 渡辺 園子

監理官 三輪 浩史

報道関係者 各位

## 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です



大企業等と下請等中小事業者は共存共栄! 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省は、公正取引委員会・中小企業庁と連携し、11 月を「『しわ寄せ』 防止キャンペーン月間」と定め、下請等中小企業者に対する「しわ寄せ」防止の ため、全国規模の労使団体、都道府県に対して協力依頼を行っています。

宮崎労働局(局長 田中 大介)では、事業者への周知・啓発を目的に、県内の使用者団体等への協力依頼や事業者への重点的な周知広報に取り組みます。

時間外労働の上限規制を始めとする、大企業・親事業者の働き方改革の取り組みが、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による「しわ寄せ」も懸念されます。 詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧いただくか、宮崎労働局雇用環境・均等室(0985-38-8821)にお問い合わせください。

(「しわ寄せ」防止特設サイトURL)

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

## -添付資料-

リーフレット「11月は『しわ寄せ防止キャンペーン月間』です。」

## 11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、 下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、 急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



大企業等と下請等中小事業者は共存共栄! 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署











厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」が改正され(平成31年4月1日施行)、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく 「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

- ① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!
  - ●やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の<u>適正なコストは親事業者が負担すること。</u>
  - ●親事業者は、下請事業者の「<u>働き方改革」を阻害する</u>不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- ●親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- ●過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、 適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- ●納期や工期の過度な年度末集中
- **② 発注内容は明確にしましょう!** 
  - ●親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注 計画を提示し、発注の安定化に努めること。
  - ●発注内容を変更するときは、<u>不当なやり直しが生じないよう十分に配慮すること。</u>
- ③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、<u>人手不足や最低賃金の引き上げなどに</u> よる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄! 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう!

